

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省令第5号）の概要

1. 改正の趣旨

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法第2条に基づき、工業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「JIS法」という。）において規定している「日本工業規格」等の用語が改正されることになっている。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成14年総務省令第66号。以下「特電法規則」という。）についても、JIS法の改正の影響を受ける用語を引用しているため、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

- JIS法の改正に伴い、JIS法において規定している「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められるところ、特電法規則においても「日本工業規格」を引用しているため、次のとおり改める。
 - ・特電法規則第10条に定める付録様式1及び付録様式2について、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3. 施行期日等

公布日：令和元年6月25日

施行期日：令和元年7月1日